平成２７年（フ）第６号
長野県駒ヶ根市上穂栄町14番４号
債務者　森　　広志
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　長野地方裁判所伊那支部
平成２７年（フ）第１６号
三重県伊賀市小田町648番地の５　小谷ハイツ102号
債務者　才間エミコこと　ＬＡ　ＲＯＳＡ　ＳＡＩＭＡ　ＶＩＯＬＥＴＡ　ＥＭＩＣＯ
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　津地方裁判所伊賀支部
平成２７年（フ）第２０号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の１公団住宅40棟103号
債務者　塩江　豊和
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２７年（フ）第３３号
神戸市西区池上２丁目16番地の13　ハイツエクシードⅢ105号
債務者　萱原　　統
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２７年（フ）第３４号
兵庫県明石市船上町８番５号　巴荘一号－１
債務者　上原喜美子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２６年（フ）第３９９号
兵庫県加古川市野口町長砂682番地　グランディールⅡ－Ａ－101号
債務者　内海　裕司
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部
平成２６年（フ）第４００号
兵庫県加古川市野口町長砂682番地　グランディールⅡ－Ａ－101号
債務者　内海真由美
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部
平成２７年（フ）第３６号
兵庫県姫路市青山西２丁目20番24号クローバー青山105、従前の住所兵庫県姫路市青山南１丁目１番７　307号県公営住宅青山団地７号棟・兵庫県赤穂市尾崎3066番地７　Ｂ－202
債務者　尾川　志穂（旧姓木津）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部
平成２７年（フ）第７２号
兵庫県姫路市田寺８丁目13番30－203号　エクセルピア　カラムロ
債務者　小林　　茂
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部
平成２７年（フ）第２７号
奈良県桜井市大字西之宮285番地の６　102号
債務者　福﨑　辰典
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　奈良地方裁判所
平成２７年（フ）第３２号
奈良県天理市西長柄町567番地５
債務者　璃衛こと　西村　行雄
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　奈良地方裁判所
平成２７年（フ）第３６号
奈良市法華寺町258番地の１　シティパレス本田102号
債務者　玉井カツ子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　奈良地方裁判所
平成２６年（フ）第８６号
鳥取県米子市永江880番地　雇用促進住宅１－201号
債務者　山本由花子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　鳥取地方裁判所米子支部
平成２７年（フ）第１０号
島根県浜田市金城町上来原424番地２
債務者　木原　一尊
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　松江地方裁判所浜田支部
平成２６年（フ）第９７０号
広島市安佐北区深川４丁目20番20－101号
債務者　土井ひとみ（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　広島地方裁判所民事第４部
平成２６年（フ）第９８９号
広島県廿日市市下平良381番地　102
債務者　ケイエイチサービスこと　上部　広美
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　広島地方裁判所民事第４部
平成２７年（フ）第６８号
広島県東広島市西大沢１丁目21番６号
債務者　脇田　信二
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
　　広島地方裁判所民事第４部